

特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進  
に関する基本方針

静岡県

## 特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針

本方針は、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づく方針であり、法第 3 条第 1 項の規定による「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針」（令和 3 年 4 月 6 日付け農林水産省告示第 508 号）に即するとともに、森林法第 5 条第 1 項の規定に基づき樹立した本県の地域森林計画（伊豆森林計画区、富士森林計画区、静岡森林計画区、天竜森林計画区）に適合して（特定間伐等の実施の促進に係る事項に限る。）、次のとおり定めるものとする。

### 1 本県の区域内における特定間伐等の実施の促進の目標

森林は、国土の保全、水源の<sup>かん</sup>涵養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止等の多面的な機能を有しており、これらの機能の持続的な発揮を確保する上で、適正な森林整備を推進することが極めて重要である。

国は、これまで、気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「気候変動枠組条約」という。）の京都議定書（以下単に「京都議定書」という。）等に基づき、平成 20 年から平成 24 年までの第一約束期間及び平成 25 年から令和 2 年までの第二約束期間において、森林吸収源（二酸化炭素の吸収源としての森林をいう。以下同じ。）による二酸化炭素の吸収量等を確保するための間伐等の対策を推進してきたところである。

このような中、我が国は、令和 2 年以降の気候変動対策に関する国際的な枠組みであるパリ協定を踏まえ、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 28 年 5 月に閣議決定された地球温暖化対策計画において、令和 12 年度の温室効果ガスの削減目標を平成 25 年度総排出量比 26.0 パーセントとしており、このうち、平成 25 年度総排出量比 2.0 パーセント相当を森林吸収量（森林吸収源による二酸化炭素の吸収量等をいう。以下同じ。）で確保することとしている。このため、国は、令和 12 年度における 2.0 パーセントの森林吸収量の確保を図るため、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間に、全国で年平均 45 万ヘクタールの間伐を実施することを目標としている。また、長期的な森林吸収量の確保を図るため、特定植栽の促進をはじめとして、主伐後の確実な再造林を中心とした造林の実施を促進することとしている。

本県は、戦後の荒廃した森林の復旧や拡大造林に早くから取り組んだ結果、スギ・ヒノキの人工林（民有林）226 千haのうち、利用が可能な 41 年生以上の森林が 91%と、高齢級化が進んでいる。

スギ・ヒノキの人工林の蓄積は 7,822 万<sup>m</sup>、年間成長量は 127 万<sup>m</sup>に達しているが、豊富な蓄積があるにも関わらず、素材生産量は年間約 46 万<sup>m</sup>と成長量の 1/3 程度に過ぎず、森林資源の循環利用が進んでいない状況である。

このため、本県においても、パリ協定下の我が国の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、引き続き、間伐等の実施を促進することとし、地域森林計画の計画量等から、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 か年間に県内民有林において促進すべき間伐の目標

面積は、99,900ha（年平均9,990ha）とする。また、主伐後の確実な再生林を中心とした造林の実施を促進する。

## 2 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準

市町村が設定する特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき特定間伐等促進区域については、地域の森林の現況、森林所有者の森林の所有状況、間伐等の森林施業の実施状況、林道・作業路網等林業生産の基盤の整備状況等を勘案しつつ、以下の考え方で設定するものとする。

- ① 間伐が適正に実施されていない森林であること。
- ② 造林未済地等であって、造林を促進することが適当な森林であること。
- ③ 特定間伐等（作業路網等の施設（法第5条第2項第3号ハの施設をいう。）の設置を含む）を実施することが適当と認められる森林であること。
- ④ 特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定すること。

## 3 特定間伐等促進計画の作成に関する事項

市町村が策定する特定間伐等促進計画については、以下の考え方で策定するものとする。

### ① 事業の実施方法等

間伐の実施面積及び材積、造林樹種及び面積、実施時期、実施方法等は、市町村森林整備計画に照らして適当と認められることであることを確認した上で記載すること。

### ② 事業実施の確実性

事業実施主体の施業能力、資金計画、森林所有者等の意向等からみて、事業が確実に実施されると見込まれるものであること。また、地域の実情に応じて、多様な主体を幅広く参画させるよう努めること。

### ③ 目標達成に向けた計画的かつ集中的な事業の実施

特定間伐等の実施の促進の目標の達成に向けて、適切な施業が行われていないと認められる人工林における間伐の実施、造林未済地の早期の解消に向けた造林等についての促進に十分に配慮すること。

### ④ 関係者の合意形成等

地域内の関係者の意見を幅広く計画に反映するとともに、市町村以外の者による計画に対する提案制度を積極的に活用して計画を作成すること。

## 4 その他特定間伐等の実施の促進に関する事項

### （1）特定間伐等の実施の促進に向けた援助等

県は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の確実かつ効果的な実施に資するよう、国と連携しつつ、市町村又は特定間伐等の実施主体に対し、必要な情報の提供、助言等の支援措置を講ずるものとする。また、県及び市町村は、特定間伐等の実施を促進するため、間伐等を実施する林業事業者等に対し、必要な情報の提供、助言、あ

っせんその他の援助を行うものとする。

(2) 特定間伐等の実施の促進に寄与する取組

特定間伐等促進計画には、原則として次の事項を配慮事項として定めるものとする。

① 森林経営計画に基づく森林施業の推進

面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図っていくため、森林経営計画（森林法第 11 条第 1 項に規定する森林経営計画をいう。以下同じ。）の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進に努めること。

② 施業の集約化等の取組の推進

林業事業体から森林所有者に対して施業の方針や内容、実施した場合の収支等を明示した提案書を提示し、複数の森林所有者等から施業をまとめて受託する提案型集約化施業の実施の推進に努めるとともに、施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に努めること。

③ 路網の整備の推進

間伐等の効率的な実施のため、トラック等の走行する林道及び主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割に応じて適切に組み合わせられた路網の整備の推進に努めること。

④ 間伐等の効率化・低コスト化の推進

傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の実情に応じた効果的な間伐等の実施のため、路網の整備状況を踏まえ、高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着の推進に努めること。

また、コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に努めること。

⑤ 間伐材の利用の推進

間伐材の利用は、資源の有効利用に寄与するとともに、森林所有者等にとっては採算性の向上により森林施業の負担軽減を可能とするものであることから、間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成や長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築を進め、間伐材の利用の推進に努めること。

⑥ 人材の育成・確保等の推進

林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術の習得のための研修等新規就業の円滑化を図るとともに、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成、当該林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に努めること。

5 本県における特定母樹の増殖の実施の促進の目標

本県の人工林は、伐採適期を迎えた高齢級のものが年々増加しつつあり、スギ、ヒノキの人工林面積に占める 50 年生を超えるものの割合は、平成 25 年時点では 60 パーセントであったが、令和元年度時点では 79 パーセントに達している。このような人工林の高齢級化に伴い森林吸収量が減少傾向で推移している中で将来にわたり本県の森林吸収量の保全及び強化を図るためには、再造林による伐採跡地の適切な更新が不可欠である。

特定母樹の増殖は、特定苗木による再生林の基盤であり、長期的な森林吸収量の確保を図る上で重要な意義を有するものである。

今後、伐採後の再生林を中心とした造林において必要となる特に優良な種苗の確保を図るため、本県での生育に適した特定母樹の選抜を進めていくことが必要である。

本県における将来の造林面積は、伊豆地域森林計画（平成 29 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）、富土地域森林計画（令和 3 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日）、静岡地域森林計画（令和 2 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日）、天竜地域森林計画（平成 31 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日）における造林計画面積や本県の人工林の齢級構成を踏まえると、年間約 500ha と見込まれる。

本県においては、隣接する県も含めた広域における将来の造林に必要な種苗について、スギ、ヒノキは特定母樹から採取する種穂によって生産することが可能となるよう、西部農林事務所育種場、農林技術研究所森林・林業研究センター（以下、「森林・林業研究センター」）による取組により、令和 2 年度までにスギ 871 本、ヒノキ 270 本の特定母樹を増殖し、閉鎖型採種園を整備した。

500ha の再生林には 100 万本の特定母樹由来の苗木が必要なことから、この採種園では苗木生産者に供給する 154 万粒の種子を安定的に生産するため、引き続き特定母樹の増殖を促進していく。

注）必要な特定母樹の本数は、造林用苗木 1 万本当たり、スギミニチュア採種園の場合は 8 本、ヒノキミニチュア採種園の場合は 8 本を目安とする。

## 6 本県における特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する事項

### （1）種穂の生産に関する事項

本県においては、これまで、県の育種場から苗木生産用の種穂を採取し、県内の苗木生産事業者配布してきた。特定母樹の増殖については、森林・林業研究センターの協力の下、西部農林事務所が、スギ、ヒノキの特定母樹を平成 28 年 3 月からさし木増殖し、そこから採取される種子を苗木生産事業者へ広く配布してきたが、今後、県内や隣接県など広域的な種苗の流通の状況を勘案して、さらに広く配布することを検討する。なお、認定特定増殖事業者による種子生産が開始された場合、配布に際しては関係機関で調整を行う必要がある。

### （2）苗木の生産に関する事項

本県には、令和元年度末時点で約 230 者（個人及び団体・法人等）が生産事業者登録をしており、そのうち約 30 者がスギ、ヒノキ等の林業用苗木を約 54 万本生産・出荷し、県内の人工林の着実な更新に寄与しているところである。今後、再生林を着実に進めていくため、森林経営計画に基づく計画的な主伐・再生林を促進し、県、認定特定増殖事業者、静岡県山林種苗協同組合連合会、静岡県森林組合連合会等種苗関係者間において、隣接する県などを含む広域的な将来の種苗の需要等の見通しや特定母樹の増殖の状況等に関する情報の共有を図り、特定苗木の生産に必要な資材等の整備

を進めていくこととする。

また、造林の主要な実施主体である森林所有者、森林組合、森林管理署、林業経営体等に対し、特定苗木の普及に努めていく。

なお、造林にあたっては、適地適木を旨とするが、生物多様性の保全、森林所有者の意向等に配慮した苗木が選定されることから、こうしたニーズにも適切に対応できる種苗の生産に努めるものとする。

また、本県では「静岡県経済・産業ビジョン【森林・林業編】静岡県森林共生基本計画（平成30年3月）」において、令和3年度の再造林面積目標を500haとしている。造林・保育の低コスト化を図るため、植栽本数の低減のほか、令和3年度末までに県内生産苗木の概ね100%を、特定苗木へ切替える計画を進めている。

そのため、試験研究機関等と連携し、増殖特定母樹の閉鎖型採種園による生産体制を整え、優良な種子生産を行っていくとともに、認定特定増殖事業者や苗木生産者と協力をしていく必要がある。

## 7 特定増殖事業の実施方法に関する事項

### (1) 増殖する特定母樹の種類

令和3年3月現在、県内次代検定林からスギ30系統、ヒノキ27系統を選抜し、特定母樹の指定を受けている。認定特定増殖事業者が特定増殖事業において増殖する特定母樹は、これらの本県が国へ申請し、農林水産大臣が指定した種類を樹種ごとに、採種園造成の場合9種類以上選定するものとする。

本県の申請以外によって指定された種類については、本県申請の特定母樹よりも優れていることが明らかな場合に、地域適性を考慮した上で選定する。

### (2) 特定母樹を繁殖する方法

特定母樹を繁殖する方法は、原則として、挿し木又は接ぎ木のいずれかの手法から選択するものとする。挿し木又は接ぎ木で繁殖する際は、繁殖後の個体にラベリングするなどにより、繁殖した個体の種類、種類ごとの繁殖本数を把握できるよう適切に管理するものとする。また、余分に繁殖した苗木や繁殖に供した育成木の本数管理も行い、特に繁殖に供した育成木は役目が終了したら処分し、記録するものとする。

#### 挿し木及び接ぎ木の方法

指定の申請者※	穂の採取源	備考
静岡県	試験林等に生育する特定母樹及びそのクローン	(挿し木) 3月から4月の間に、諸害にかかっていないこと、芯が立っていること等の条件が整っている一年生枝を採取し、挿し木床に挿し付けて育成する。
静岡県以外	特定母樹所有者等から提供を受けた穂や苗(クローン)	(接ぎ木)

		3月から4月の間に、諸害にかかっていないこと、芯が立っていること等の条件が整っている一年生枝から接ぎ穂を採取し、台木に接いで育成するものとする。
--	--	--

※静岡県が指定を申請した特定母樹は、県営林のほか、森林所有者の協力のもと設定した次代検定林から選抜しており、特定母樹所有者と指定の申請者が異なる場合がある。

### (3) 母樹の管理

挿し木又は接ぎ木によって繁殖した母樹を植栽し、採種園等として整備する土地は、平坦地又は緩傾斜地であり、林道等からの距離が短く交通が便利なこと等、植栽する母樹の育成・管理に適した場所である必要がある。

また、病虫害、獣害、気象害の防除対策が確実に行われる必要がある。

繁殖した母樹を植栽する土地の面積並びに植栽する母樹の本数及び配置は、健全な育成、種穂の品質確保、管理作業の効率等の観点から、以下の基準を目安とし、採種園等の別、母樹の植栽間隔、特定母樹の植栽本数、面積等の具体的な内容を記載するとともに、設計図を添付するものとする。

#### ① スギミニチュア採種園

原則的に以下により管理する。ただし、研究等によって、より効果的な管理方法が明らかになった場合には、その方法を導入する。

- ・ハウス等を利用した閉鎖型のミニチュア採種園（以下、「閉鎖型」という）とする。閉鎖型での種子生産が安定するまで、開放系の採種園の整備、袋掛け等による人工授粉を検討する。
- ・閉鎖型においては、母樹の根の伸長を制限可能な植栽方法（大型ポットや植木鉢等）とする。
- ・9種類以上の特定母樹を単木混交配置又は採種園の規則的な設計（ギールティッヒ法等）により植栽する。
- ・植栽間隔は1.6mを基本とするが、母樹の大きさに応じて調整する。必要な種子（山行き苗）の数量を勘案して特定母樹の植栽本数を決定（母樹1本当たりの種子採種量30グラム/年が目安）。
- ・採種園に隣接する作業路（車両通行可）を設置する。

#### ② ヒノキミニチュア採種園

原則的に以下により管理する。ただし、研究等によって、より効果的な管理方法が明らかになった場合には、その方法を導入する。

- ・ハウス等を利用した閉鎖型とする。閉鎖型での種子生産が安定するまで、開放系の採種園の整備、袋掛け等による人工授粉を検討する。
- ・閉鎖型においては、母樹の根の伸長を制限可能な植栽方法（大型ポットや植木

鉢等) とする。

- ・ 9種類以上の特定母樹を単木混交配置又は採種園の規則的な設計(ギールティッヒ法等)により植栽する。
- ・ 植栽間隔は1.6mを基本とするが、母樹の大きさに応じて調整する。必要な種子(山行き苗)の数量を勘案して特定母樹の植栽本数を決定(母樹1本当たりの種子採種量30グラム/年が目安)。
- ・ 採種園に隣接する作業路(車両通行可)を設置する。

### ③ スギ採種園

- ・ 特定母樹の種類がわかるように列状植栽する。
- ・ 母樹の植栽間隔は1.8~2.6m、造林に必要な山行き苗の本数を勘案して母樹を植栽する(母樹1本当たり採種数は25~100本/年程度が目安)。
- ・ 採種園周囲及び内部には、作業路(車両通行可)を設置する。

### ④ ヒノキ採種園

- ・ 特定母樹の種類がわかるように列状植栽する。
- ・ 母樹の植栽間隔は1.8~2.6m、造林に必要な山行き苗の本数を勘案して母樹を植栽する(母樹1本当たり採種数は25~100本/年程度が目安)。
- ・ 採種園周囲及び内部には、作業路(車両通行可)を設置する。

## (4) 増殖特定母樹から採取する種穂の配布

特定増殖事業によって増殖した特定母樹から採取する種穂の配布先は、県内の苗木生産事業者が広く利用できるよう、県、市町、認定特定増殖事業者、静岡県山林種苗協同組合連合会、静岡県森林組合連合会等県内の関係者と協議会を設置すること等により十分調整を図った上で決めることとする。

## (5) 特定増殖事業の実施期間

特定増殖事業の実施期間は、以下の基準を目安とし、特定母樹の増殖、特定母樹の植栽及び種穂等の配布(配布のためにする苗木の育成を含む。)の各工程について、適切に実施するために必要かつ十分な期間を設定するものとする。

### ① スギミニチュア採種園

年次	作業種
1 ~ 2	閉鎖型において、特定母樹300本(30種類×10本)の挿し木苗を育成。 ハウス造成。



3	着花促進（ジベレリン処理）、育成。 ハウス内で人工交配。
4	種子採取、種子配布、播種。
5	育成、苗木配布。

注1：育成には、施肥、除草等の管理を含む

② ヒノキミニチュア採種園

年次	作業種
1	閉鎖型において、特定母樹540本（27種類×20本）の挿し木苗を育成。 ハウス造成。
2	着花促進、育成。 ハウス造成。 ハウス内で人工交配。
3	種子採取、種子配布、播種
4	育成、苗木配布

注1：育成には、施肥、除草等の管理を含む

③ スギ採穂園

年次	作業種
1	静岡県の特定期母樹30種類、各150本を挿し木で増殖。
2	養苗後の挿し木苗を母樹として採穂園に植栽
3	育成
4	育成
5	採穂、穂木配布
6	コンテナ苗で育苗
7	苗木配布

注1：育成には、施肥、除草等の管理を含む。

注2：最終的には、静岡県申請の特定期母樹30種類により構成される採穂園とするが、1年目に挿し木増殖する種類数は状況に合わせて調整する。

④ ヒノキ採穂園

年次	作業種
1	静岡県の特定期母樹27種類、各150本を挿し木で増殖。
2	養苗後の挿し木苗を母樹として採穂園に植栽
3	育成

4	育成
5	採穂、穂木配布
6	コンテナ苗で育苗
7	苗木配布

注1：育成には、施肥、除草等の管理を含む。

注2：最終的には、静岡県申請の特定母樹27種類により構成される採穂園とするが、1年目に挿し木増殖する種類数は状況に合わせて調整する。

## 8 特定増殖事業の実施の促進のための方策に関する事項

### (1) 特定増殖事業の増殖の実施の促進に向けた援助等

県は、認定特定増殖事業者に対し、特定増殖事業の確実かつ効果的な実施に関し、必要な助言、指導その他の援助を行うものとする。また、必要に応じて、認定特定増殖事業者に対し、林業・木材産業改善資金の貸付を行うものとする。

また、特定増殖事業の実施を促進するため、苗木の生産事業者等に対し、必要な情報の提供、助言、あっせんその他の援助を行うものとする。

貸付相談窓口：静岡県経済産業部森林・林業局林業振興課林業振興班

### (2) 認定特定増殖事業者に対する支援

県は、認定特定増殖事業計画の円滑な実施が促進されるよう、国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター等の特定母樹所有者に、特定増殖事業に必要な特定母樹の配布申請を行うものとする。また、特定母樹の増殖の促進を図るため、認定特定増殖事業者に対し、県の所有する特定母樹の種穂を提供するとともに、当該特定母樹に関する情報の提供、特定母樹の増殖に関する技術的な助言及び指導等の必要な支援を行うものとする。

## 9 その他（様式例）

参考として、市町村が作成する特定間伐等促進計画、特定増殖事業を実施しようとする者が作成する特定増殖事業計画、その認定申請書等について、別記様式のとおり様式例を示す。

(別記様式1)

### 特定間伐等促進計画

静岡県 ○○市(町)  
○年○月

#### 1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、99,900ha(年平均9,990ha)の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で○○○○ha(年平均○○○ha)の間伐を行うことを、本○○市特定間伐等促進計画の目標とする。また、主伐後の確実な再生林を中心とした造林の実施を促進する。

#### 2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本市の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注1) 国土地理院1/25000地勢図相当又は1/5000森林基本図の図面に図示する。

注2) 特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。

この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲について面的に区域を設定する。

#### 3 特定間伐等の実施計画

##### (1) 間伐

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				間伐を実施する森林の現況					間伐の内容			対図番号又は林小班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小班	面積	樹種又は林相	林齢	立木材積	適用	間伐の方法	間伐立木材積	間伐率(材積率)			

※枚数が多くなる場合は、別紙としても可。以下の(2)～(6)も同じ。

※間伐と一体的に実施する他の作業種については、備考欄に記載する。

(2) 造林

事業実施主体	事業 実施年度	所在場所				造林 面積	造林の内容						対図番号又 は 林小班名	交付金 希望	備考	
		都道府県	市町村(郡)	字(大字) 又は林班	地番又は 林小班		うち人工造林				うち天然更新					
							植栽面積	植栽時期	植栽樹種	植栽本数	天然更新 面積	天然更新 時期				天然更新 樹種

※人工播種による人工造林の場合は、人工播種による面積、時期、樹種、本数を備考欄に記載する。

※天然更新による造林において、天然更新補助作業がある場合は、補助作業の内容を備考欄に記載する。

※造林後に実施する下刈りについては、下刈りの面積を備考欄に記載する。また、既に植栽済みの箇所において下刈りを実施する場合は、事業実施年度、所在場所、造林の内容(植栽時期を除く。)及び対図番号又は林小班名の欄に当該植栽に係る該当事項を括弧書きで記載する。

(3) その他間伐及び造林に関する事項

事業実施主体	事業 実施年度	所在場所		内容	交付金 希望	備考
		都道府県	市町村(郡)			

※普及活動等ソフト的取組に関する事項を記載。

(4) 作業路網

事業実施主体	事業実施年度	路網起点				路網終点				路線名	路網整備の内容				対図番号又は林小班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小班	都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小班		開設延長	幅員					

(5) その他施設

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				施設名	数量	対図番号又は林小班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小班					

※土場、植栽時に設置するシカ防止ネット等の施設の設置等を記載する。

(6) 事業実施箇所

(国土地理院1/2500地勢図相当の図面又は1/5000森林基本図に図示)

- ・ 特定間伐等促進計画の区域を図示した上で事業実施箇所を図示
- ・ 対図番号又は林小班名を表示

#### **4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進**

- (1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関する事。
- (2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関する事。

#### **5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進**

- (1) 路網の整備の推進に関する事。
- (2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関する事。
- (3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関する事。

#### **6 間伐材の利用の推進**

- (1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関する事。
- (2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関する事。

#### **7 人材の育成・確保等**

- (1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業者の育成確保に関する事。
- (2) 林業事業者に対する経営手法・技術の普及指導等に関する事。

(別記様式2)

特定増殖事業計画

氏名 ( 法人にあつては名称 )  
 及び代表者の氏名  
 ○年 ○月 ○日

1 特定増殖事業の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた本県の基本方針においては、増殖した特定母樹（以下「増殖特定母樹」という。）の採取源の整備を行うことが目標に掲げられており、県下の増殖特定母樹により構成された採種園及び採穂園における整備の規模は、スギ871本、ヒノキ270本となっている。

このため、本特定増殖事業において、○○本のスギ採種園及び○○本のスギ採穂園の整備を行うことを目標とする。

2 特定増殖事業の実施計画

(1) 増殖する特定母樹の種類、特定母樹を繁殖する方法	樹種	○ ○ (例：スギ)								
	種類数	○ 種類 (例：種類)								
	種類名	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号
繁殖に使用する種穂又は苗木別の本数	穂木					○○本	○○本	○○本	○○本	○○本
	苗木	○○本	○○本	○○本	○○本					
	入手先	○○ (例：(研) 森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター)								
繁殖の方法別の繁殖予定数量	挿し木	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本
	接ぎ木	○○本	○○本							
	その他(組織培養等)							(例：組織培養)○○本	(例：組織培養)○○本	
繁殖するための施設等	挿し木	○○ (例：温室)	○○ (例：露地)	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○
	接ぎ木	○○ (例：苗畑)	○○ (例：苗畑)	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○
	その他(組織培養等)							培養室(組織培養)	培養室(組織培養)	

(2) 母樹を植栽する土地の所在地	採種園	〇〇市町村（郡） 〇〇字（大字） 〇〇地番
	採穂園	〇〇市町村（郡） 〇〇字（大字） 〇〇地番
(3) 母樹を植栽する土地の面積	採種園	ha
	採穂園	ha
	合計	ha
(4) 植栽する母樹の本数	採種園	本
	採穂園	本
	合計	本

※ 特定母樹の樹種ごとに作成する。

(1)については、増殖する特定母樹の種類ごとに、特定母樹を繁殖する方法を記載する。

(2)については、母樹を鉢等で管理する場合は、管理する所在地を記載する。

#### (5) 植栽する母樹の配置に関する計画

※ 採種園又は採穂園の別、植栽間隔、植栽本数、面積等の具体的内容を記載するとともに、設計図を添付する。

##### 【スギミニチュア採種園】（記載例）

- ・ 9種類の母樹の単木混交配置によるスギミニチュア採種園を造成。
- ・ 母樹の植栽間隔は、1.2mとし、1ブロック当たり72本の3ブロックを順次造成。
- ・ 母樹の植栽本数計 216本（72本×3ブロック）
- ・ 面積計 388.8㎡
- ・ 母樹の配置は、下記設計図のとおり。



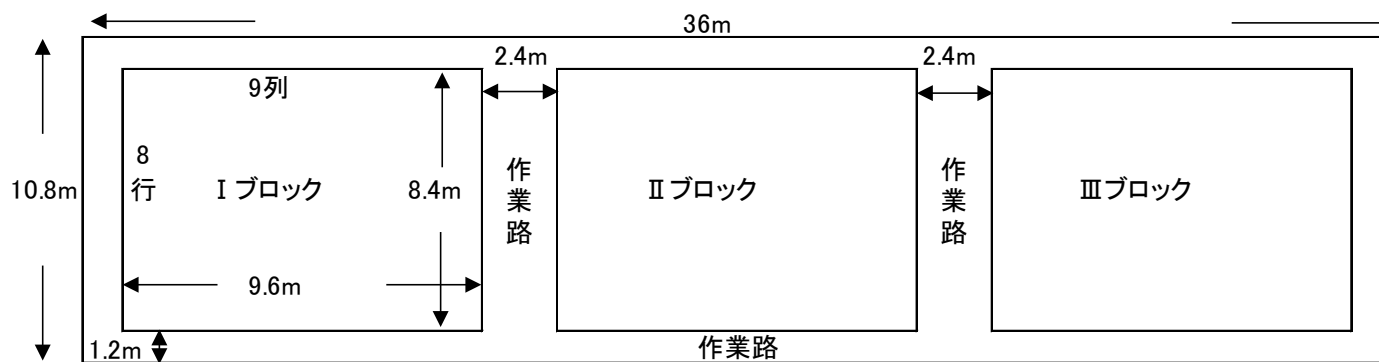
- 1ブロック当たりで植栽する母樹

母樹の名称	配置図番号	植栽本数
特定〇〇〇号	①	7
特定〇〇〇号	②	7
特定〇〇〇号	③	7
特定〇〇〇号	④	8
特定〇〇〇号	⑤	8
特定〇〇〇号	⑥	8
特定〇〇〇号	⑦	9
特定〇〇〇号	⑧	9
特定〇〇〇号	⑨	9

- ブロックの配置図

	1列	2列	3列	4列	5列	6列	7列	8列	9列
1行	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	④	⑤	⑥
2行	⑦	⑧	⑨	①	②	③	⑦	⑧	⑨
3行	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	③
4行	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	④	⑤	⑥
5行	⑦	⑧	⑨	①	②	③	⑦	⑧	⑨
6行	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	③
7行	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	④	⑤	⑥
8行	⑦	⑧	⑨	①	②	③	⑦	⑧	⑨

- スギミニチュア採種園全体の設計図



【スギミニチュア採種園】（記載例（交配により優良樹木が生じることが明らかな場合））

- ・ 2種類の母樹の単木混交配置によるスギミニチュア採種園を造成。
- ・ 母樹の植栽間隔は、1.2mとし、1ブロック当たり49本の3ブロックを順次造成。
- ・ 母樹の植栽本数計 147本（49本×3ブロック）
- ・ 面積計 276.48m<sup>2</sup>
- ・ 母樹の配置は、下記設計図のとおり。

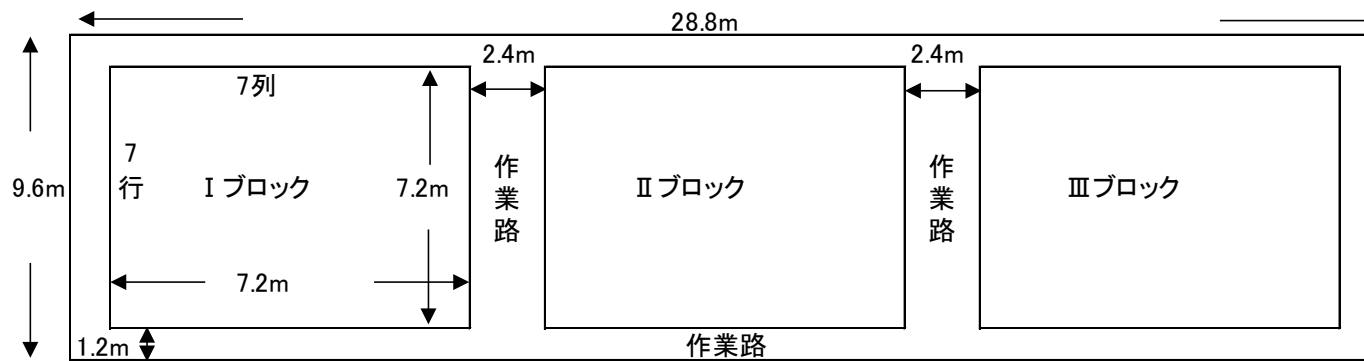
○ 1ブロック当たりで植栽する母樹

母樹の名称	配置図番号	植栽本数
特定〇〇〇号	①	25
特定〇〇〇号	②	24

○ ブロックの配置図

	1列	2列	3列	4列	5列	6列	7列
1行	①	②	①	②	①	②	①
2行	②	①	②	①	②	①	②
3行	①	②	①	②	①	②	①
4行	②	①	②	①	②	①	②
5行	①	②	①	②	①	②	①
6行	②	①	②	①	②	①	②
7行	①	②	①	②	①	②	①

○ スギミニチュア採種園全体の設計図



【スギ採穂園】（記載例）

- ・ 9種類の母樹によるスギ採穂園を造成。
- ・ 母樹1種類当たり、10本のクローンを列状に植栽。
- ・ 植栽間隔は、1.2mとし、計90本の母樹を植栽。
- ・ 面積計 158.4m<sup>2</sup>
- ・ 母樹の配置は、下記設計図のとおり。

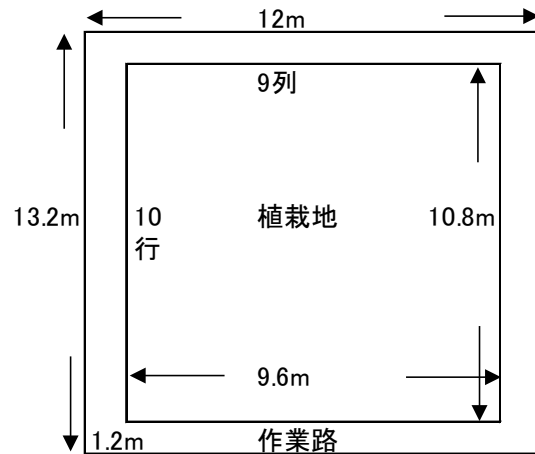
○ 植栽する母樹の種類、植栽本数

母樹の名称	配置図番号	植栽本数
特定〇〇〇号	①	10
特定〇〇〇号	②	10
特定〇〇〇号	③	10
特定〇〇〇号	④	10
特定〇〇〇号	⑤	10
特定〇〇〇号	⑥	10
特定〇〇〇号	⑦	10
特定〇〇〇号	⑧	10
特定〇〇〇号	⑨	10

○ 配置図

	1列	2列	3列	4列	5列	6列	7列	8列	9列
1行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
2行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
3行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
4行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
5行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
6行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
7行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
8行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
9行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
10行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨

○ スギ採種園全体の設計図



(6) 植栽する母樹の管理に関する計画

※ 植栽する母樹の管理に関する具体的な内容を記載する。また、植栽からの年度ごとの予定を記載する。

(スギミニチュア採種園を造成する場合の記載例)

○ 管理の具体的な計画

① 植栽

- ・ 周囲500mのスギが植栽されていない場所に、母樹を植栽することとする。更に、採種園の周囲を囲むように、ヒノキを植栽することとする。
- ・ 系統管理は、特定母樹の種類を記載したラベルを単木毎に樹幹に付けることにより行う。

② 育成

- ・ 植栽後、適宜、施肥、病虫害防除等の薬剤散布を実施する。

③ 樹形誘導

- ・ 除草や整枝剪定等の管理、種子採取等の作業を考慮して、断幹高の目安を100cmとし、立上りの枝を含めた採種時の樹高の目安を120cmとする。

④ 着花促進

- ・ 着花促進処理として、ジベレリン溶液の散布を実施する。

⑤ 種子の採取

- ・ 種子の採取は、林業種苗法第23条の規定により指定された時期に種子が十分に硬熟した段階で実施する。なお、採種は種子が着

果している枝を採取することとするが、この際、採種木への影響を極力少なくすることとし、枝の取過ぎに注意することとする。

- ⑥ 整枝剪定
  - ・萌芽枝の発生を促進するよう、適期に整枝剪定を行うこととする。
- ⑦ 採種のサイクル
  - ・採種は、ブロック毎に、3年に1度とする。

○ 植栽からの年度毎の予定スケジュール

	年次	1	2	3	4	5	6	7
	年度							
Iブロック	作業種	植栽	育成	着花促進	採種	剪定	着花促進	採種
	採種	-	-	-	1回目	-	-	2回目
IIブロック	作業種	-	植栽	育成	着花促進	採種	剪定	着花促進
	採種	-	-	-	-	1回目	-	-
IIIブロック	作業種	-	-	植栽	育成	着花促進	採種	剪定
	採種	-	-	-	-	-	1回目	-

3 母樹を植栽する土地の状況（法第9条第2項第3号に規定する場合に記入）

※ 伐採する森林の所在場所は、林小班まで、伐採する森林ごとに記載する。

特定増殖事業者と森林所有者等が異なる場合は、当該森林の使用についての森林所有者の同意書等を添付するものとする。

伐採する森林の所在場所	〇〇市町村（郡） 〇〇字（大字） 〇〇地番 〇〇林班 〇〇小班
森林所有者等の氏名（法人にあっては名称及び代表者）・住所	
伐採面積	ha
伐採樹種	
伐採齢	
伐採の期間	

#### 4 増殖特定母樹から採取する種穂及び育成する特定苗木の配布の計画

配布する種苗の種類	配布予定時期	種子の精選の有無	配布予定先 (事業者名)	配布予定数量
種子				
穂木		-		
苗木		-		

※ 配布予定先の事業者が未定な場合は、配布予定の都道府県名を記載する。

※ 特定苗木を配布する場合は以下も記載する。

苗木の育成の場所	〇〇市町村（郡）〇〇字（大字）〇〇地番
苗畑面積等	

#### 5 特定増殖事業の実施時期

※ 特定増殖事業の全体の実施期間を記載する。

年 月 日～ 年 月 日

※ 特定増殖事業開始からの作業工程ごとの予定スケジュールを記載する。

(スギミニチュア採種園を造成する場合の記載例)

年次		1	2	3	4	5	6	7	8
年度									
特定母樹の繁殖		→	→	→					
植栽予定地の 森林の伐採			→	→	→				
母樹の植栽			→	→	→				
母樹の育成									→
種子の採取									→
種子の配布									→

#### 6 特定増殖事業を実施するのに必要な資金額及びその調達方法

※ 特定増殖事業で必要となる施設・作業種等の種類ごとに記載する。

施設・作業 種等の種類	予定 年度	資金調達先別金額（千円）				合計
		自己資金	林業・木材 産業改善資金	その他借入 金	その他 (補助金等)	



(別記様式4)

特定増殖事業計画認定申請書

○年○月○日

静岡県知事 殿

(申請者)  
住所 (法人にあつては名称  
氏名 及び代表者の氏名 )

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第9条第1項の規定に基づき、別添の特定増殖事業計画の認定を申請します。



(別記様式5)

特定増殖事業計画変更認定申請書

○年○月○日

静岡県知事 殿

(申請者)  
住所 ( 法人にあつては名称 )  
氏名 ( 及び代表者の氏名 )

○年○月○日付けで認定を受けた特定増殖事業計画について、下記のとおり変更したく、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第10条第1項の規定に基づき申請します。

記

1. 変更内容

2. 変更理由

(注) 認定特定増殖事業計画書より変更部分を転写し、朱書訂正したものを添付すること。

(別記様式6)

番 号  
○年○月○日

(申請者) 殿

静岡県知事 ○○○○

特定増殖事業計画認定通知書

○年○月○日付けで申請のあった特定増殖事業計画について、認定することを通知します。

併せて、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則第7条の登録証を送付します。